

令和 3 年亀岡市議会定例会 9 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(積立て)</p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金の額及び亀岡市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>(事業区分)</p> <p>第3条 第1条に規定する目的を達成するための事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>観光及び産業の振興に関する事業</u></p> <p>(2) <u>伝統芸能並びに地域文化の伝承及び育成に関する事業</u></p> <p>(3) <u>市民や地域団体、NPO等の主体的な地域づくりを支援する事業</u></p> <p>(4) <u>保津川溪谷や城下町等の景観保全に関する事業</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(積立て)</p> <p><u>第2条 基金は、前条に規定する目的に対し寄附された寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。ただし、基金に積み立てないことについて市長が特別の理由があると認めるものを除く。</u></p> <p>(事業区分)</p> <p>第3条 第1条に規定する目的を達成するための事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>亀岡市総合計画に掲げる目指す都市像を実現するため、重点的に取り組む事業</u></p> <p>(2) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業</u></p> <p>(3) (略)</p>

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(訂正等の請求に対する決定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正等の請求に対する決定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。</p>

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

亀岡市立中学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
(設置)			(設置)		
第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。			第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。		
名称		位置	名称		位置
1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地	1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地
2	〃 別院中学校	〃 東別院町南掛一の坪1番地	2	〃 南桑中学校	〃 蕪田野町太田丸橋1番地
3	〃 南桑中学校	〃 蕪田野町太田丸橋1番地	3	〃 育親中学校	〃 本梅町中野和田山1番地の2
4	〃 育親中学校	〃 本梅町中野和田山1番地の2	4	〃 東輝中学校	〃 篠町広田3丁目28番1号
5	〃 東輝中学校	〃 篠町広田3丁目28番1号	5	〃 大成中学校	〃 大井町土田1丁目5番7号
6	〃 大成中学校	〃 大井町土田1丁目5番7号	6	〃 詳徳中学校	〃 篠町柏原中又7番地
7	〃 詳徳中学校	〃 篠町柏原中又7番地			

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																						
<p>(開園時間及び休園日)</p> <p>第3条の7 公園の開園は、常時行うものとする。ただし、有料の公園施設（市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下「有料公園施設」という。）の使用については、別表第3に規定する使用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 公園の休園日は、有料公園施設に関してのみ次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園することができる。</p> <p>(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、<u>その翌日</u>）</p> <hr/> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>別表第2（第7条の2関係） 有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>設置場所</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡運動公園野球場</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園テニスコート</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園体育館</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園競技場</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園プール</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園プール管理棟</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>便益施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園野外ステージ</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>教養施設</td> </tr> <tr> <td>さくら公園多目的運動場</td> <td>さくら公園</td> <td>運動施設</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	設置場所	種別	亀岡運動公園野球場	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園テニスコート	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園競技場	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園プール	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園プール管理棟	亀岡運動公園	便益施設	亀岡運動公園野外ステージ	亀岡運動公園	教養施設	さくら公園多目的運動場	さくら公園	運動施設	<p>(開園時間及び休園日)</p> <p>第3条の7 公園の開園は、常時行うものとする。ただし、有料の公園施設（市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下「有料公園施設」という。）の使用については、別表第3に規定する使用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 公園の休園日は、有料公園施設に関してのみ次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園することができる。</p> <p>(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、<u>その翌日</u>）<u>（保津川水辺公園多目的運動場及び保津川水辺公園バーベキュー場を除く。）</u></p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>別表第2（第7条の2関係） 有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>設置場所</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡運動公園野球場</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園テニスコート</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園体育館</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園競技場</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園プール</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>運動施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園プール管理棟</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>便益施設</td> </tr> <tr> <td>亀岡運動公園野外ステージ</td> <td>亀岡運動公園</td> <td>教養施設</td> </tr> <tr> <td>さくら公園多目的運動場</td> <td>さくら公園</td> <td>運動施設</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	設置場所	種別	亀岡運動公園野球場	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園テニスコート	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園競技場	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園プール	亀岡運動公園	運動施設	亀岡運動公園プール管理棟	亀岡運動公園	便益施設	亀岡運動公園野外ステージ	亀岡運動公園	教養施設	さくら公園多目的運動場	さくら公園	運動施設
施設の名称	設置場所	種別																																																					
亀岡運動公園野球場	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園テニスコート	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園競技場	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園プール	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園プール管理棟	亀岡運動公園	便益施設																																																					
亀岡運動公園野外ステージ	亀岡運動公園	教養施設																																																					
さくら公園多目的運動場	さくら公園	運動施設																																																					
施設の名称	設置場所	種別																																																					
亀岡運動公園野球場	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園テニスコート	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園体育館	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園競技場	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園プール	亀岡運動公園	運動施設																																																					
亀岡運動公園プール管理棟	亀岡運動公園	便益施設																																																					
亀岡運動公園野外ステージ	亀岡運動公園	教養施設																																																					
さくら公園多目的運動場	さくら公園	運動施設																																																					

さくら公園体育館	さくら公園	運動施設
----------	-------	------

別表第3（第3条の7、第10条関係）

使用料

1～2 （略）

3 有料公園施設を使用する場合

(1)～(8) （略）

さくら公園体育館	さくら公園	運動施設
----------	-------	------

保津川水辺公園多目的運動場	保津川水辺公園	運動施設
---------------	---------	------

保津川水辺公園バーベキュー場	保津川水辺公園	休養施設
----------------	---------	------

別表第3（第3条の7、第10条関係）

使用料

1～2 （略）

3 有料公園施設を使用する場合

(1)～(8) （略）

(9) 保津川水辺公園多目的運動場

使用時間 区分	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで
Aエリア	300円	300円	300円	300円
Bエリア	300円	300円	300円	300円
Cエリア	800円	800円	800円	800円
芝生エリア	800円	800円	800円	800円
パークゴルフ エリア	1人 100円	1人 100円	1人 100円	1人 100円

備考

- 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 2 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。

(10) 保津川水辺公園バーベキュー場

区分	使用時間	昼間	宿泊
		午前8時から 午後5時まで	午前8時から 翌日午後5時まで
一般（中学生以上）		1人 500円	1人 1,000円
小学生		1人 300円	1人 600円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 2 この表において「中学生」とは、学校教育法第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
- 3 この表において「小学生」とは、学校教育法第1条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。